

○国立大学法人浜松医科大学 PPP/PFI 手法導入優先的検討細則

(平成 28 年 9 月 20 日細則第 34 号)

改正 平成 30 年 6 月 19 日細則第 25 号

(目的)

第 1 条 この細則は、国立大学法人浜松医科大学施設・環境マネジメント委員会規程（平成 28 年規程第 31 号）第 10 条の規定に基づき、多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）を踏まえ、国立大学法人浜松医科大学（以下「本法人」という。）の整備等に多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討を行うに当たって必要な手続きを定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的な施設の整備等を進めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この細則において、次に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) PPP (Public Private Partnership) 大学施設等の建設、維持管理、運営等を本法人と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や本法人の効率化等を図るものであり、公民が連携して公共サービスの提供を行う手法をいう。
- (2) PFI (Private Finance Initiative) PFI 法に基づき、大学施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法（PFI は、PP P の代表的な手法の一つ）をいう。
- (3) ESCO (Energy Service Company) 省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、本法人の利益と地球環境の保全に貢献するビジネスであり、省エネ改修工事による光熱費の削減分で、全ての投資及び本法人の利益を確保する手法をいう。
- (4) PSC (Public Sector Comparator) 本法人が自ら事業を実施する場合の事業期間全体を通じた財政負担の見込額をいう。
- (5) 長期借入金 金融機関から調達し、1 年を超える期間で返済する資金をいう。
- (6) PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
- (7) 大学施設等 PFI 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等をいう。
- (8) 大学施設等の事業 PFI 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業をいう。
- (9) 利用料金 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金をいう。
- (10) 運営等 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する運営等をいう。
- (11) 大学施設等運営権 PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。

(12) 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をい
い、国民に対するサービスの提供を含む。

(13) 優先的検討 この細則に基づき、大学施設等の整備等を検討するに当たって、多
様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、長期借入金により自ら施設の整備等を行
う従来型手法に優先して検討することをいう。

(対象とする PPP/PFI 手法)

第 3 条 この細則の対象とする PPP/PFI 手法は、次に掲げるものとする。

(1) 民間事業者が大学施設等の運営等を担う 手法	・ 大学施設等運営権方式 ・ 包括的民間委託方式 ・ 運営等 Operate 方式
(2) 民間事業者が大学施設等の設計、建設又 は製造及び運営等を担う手法	・ BOT 方式【建設 Build－移転 Transfer －運営等 Operate】 ・ BOT 方式【建設 Build－運営等 Operate －移転 Transfer】 ・ BOO 方式【建設 Build－所有 Own－運 営等 Operate】 ・ DBO 方式【設計 Design－建設 Build－ 運営等 Operate】 ・ RO 方式【改修 Renovate－運営等 Oper ate】 ・ ESCO
(3) 民間事業者が大学施設等の設計及び建設 又は製造を担う手法	・ BT 方式【建設 Build－移転 Transfe r】（民間建設買取方式） ・ 民間建設借上方式

(PPP/PFI 手法先導的検討のプロセス)

第 4 条 PPP/PFI 手法先導的検討は、次の予算区分により適切な手続きを行うものとする。

(1) 施設整備費補助金の場合は、別紙 1 の施設整備費補助金の事業に係る PFI 手法導
入優先的検討のプロセスに基づくものとする。

(2) 施設整備費補助金以外の場合は、別紙 2 の施設整備費補助金以外の事業に係る PP
P/PFI 手法導入優先的検討のプロセスに基づくものとする。

(優先的検討の開始時期)

第 5 条 優先的検討の開始時期は、次に掲げる場合とする。

(1) 大学施設等の整備等の方針を検討する場合

(2) 大学施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合

(3) 大学施設等の運営等の見直しを行う場合

(4) 未利用所有地資産等の有効活用を検討する場合

(優先的検討の対象とする事業)

第 6 条 優先的検討の対象とする事業は、次の第 1 号及び第 2 号に該当する事業とする。

(1) 次のいずれかに該当する事業

- イ 産学連携施設、宿泊施設（学生宿舍、職員宿舍等）、福利厚生施設、駐車場などの大学施設等の事業
- ロ 利用料金の徴収を行う大学施設等の事業
- ハ その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる大学施設等の事業

(2) 次のいずれかの事業費基準を満たす事業

- イ 事業費の総額が 10 億円以上の大学施設等の事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
- ロ 単年度の事業費が 1 億円以上の大学施設等の事業（運営等のみを行うものに限る。）

2 前項にかかわらず、対象事業の例外として、次に掲げる事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- (1) 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている大学施設等の事業
- (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている大学施設等の事業
- (3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている大学施設等の事業
- (4) 災害復旧事業や補正事業等、緊急に実施する必要がある大学施設等の事業
(適切な PPP/PFI 手法の選択)

第 7 条 優先的検討の対象となる大学施設等の事業について、第 8 条の費用総額の比較による評価又は導入可能性調査による評価に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、別紙 3 の PPP/PFI 採用手法選択フローチャートに基づき、最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

ただし、次に掲げるものに該当する場合には、当該各号に定めるところにより、選択した採用手法の導入を決定することができるものとする。

- (1) 民間事業者から PPP/PFI に関する提案がある場合であって、当該提案において、長期借入金により自ら施設の整備等を行う従来型手法（以下「従来型手法」という。）による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合は、第 8 条の費用総額の比較による評価を省略し、第 9 条の導入可能性調査による評価を実施する。
- (2) 事業実績に照らし、採用手法の導入が適切であると判断できる場合は、第 8 条の費用総額の比較による評価及び第 9 条の導入可能性調査による評価を省略する。
(費用総額の比較による評価)

第8条 費用総額の比較による検討として、従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

- (1) 大学施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- (2) 大学施設等の運営等の費用
- (3) 民間事業者の適正な利益及び配当
- (4) 調査に要する費用
- (5) 資金調達に要する費用
- (6) 利用料金収入

2 前条において複数の手法を選択した場合にあっては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

3 採用手法の過去の実績が乏しいこと等により、費用総額の比較が困難と認めるときは、同条第1項にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- (1) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- (2) 類似事例の調査を踏まえた評価
(導入可能性調査による評価)

第9条 前条の費用総額の比較による検討において、採用手法の導入が適していると判断された大学施設等の事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

(評価結果の公表)

第10条 費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、当該各号に定める時期に本法人のホームページ上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該大学施設等の事業の予定価格の推測につながらない事項をPPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期に公表
- (2) 別紙4のPPP/PFI手法簡易評価調書の内容を入札手続の終了後等、適切な時期に公表

2 第8条第3項による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、当該各号に定める時期に本法人のホームページ上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。）を PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期に公表
 - (2) 客観的な評価結果の内容（当該大学施設等の事業の予定価格の推測につながらるものに限る。）を入札手続の終了後等適切な時期に公表
- 3 導入可能性調査による評価の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、当該各号に定める時期に本法人のホームページ上で公表するものとする。
- (1) PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨その他当該大学施設等の事業の予定価格の推測につながらない事項を PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期に公表
 - (2) 別紙 4 の PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容（第 9 条の導入可能性調査による評価結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの）を入札手続の終了後等適切な時期に公表

附 則

この細則は、平成 28 年 9 月 20 日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 19 日細則第 25 号)

この細則は、平成 30 年 6 月 19 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別紙 1(第 4 条関係)

施設整備費補助金の事業に係る PFI 手法導入優先的検討のプロセス
[別紙参照]

別紙 2(第 4 条関係)

施設整備費補助金以外の事業に係る PPP/PFI 手法導入優先的検討のプロセス
[別紙参照]

別紙 3(第 7 条関係)

PPP/PFI 採用手法選択フローチャート按分
[別紙参照]

別紙 4(第 10 条関係)

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書、PPP/PFI 手法簡易定量評価調書記載の根拠

[別紙参照]